

亀山市告示第200号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和4年10月3日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21944
- 3 路線名 小下2号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 小下町520番1地内
 - (2) 終点 小下町520番1地内
- 5 供用開始の期日 令和4年10月3日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21945
- 3 路線名 田村25号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 田村町字東野1007番6地先
 - (2) 終点 田村町字東野1007番5地先
- 5 供用開始の期日 令和4年10月3日

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21946
- 3 路線名 田村26号線

4 供用開始の区間

(1) 起点 田村町字東野1007番9地内

(2) 終点 田村町字東野1007番9地内

5 供用開始の期日 令和4年10月3日